

令和6年 10月 15日

西濃保健所長 様

主たる事務所の所在地 岐阜県海津市南濃町駒野 252-1

名称 医療法人重和会 伊藤内科・神経科

理事長氏名 伊藤 仁

電話番号 (0584) 55-0045

医療法人事業報告書等届出書

令和5年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人重和会 伊藤内科・神経科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 岐阜県海津市南濃町駒野 2 5 2 - 1
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 4 年 9 月 1 日

- (4) 設立登記年月日 平成 4 年 9 月 18 日

(5) 役員及び評議員

| | 氏 名 | 備 考 |
|-------|-------|-----|
| 理 事 長 | 伊藤 仁 | |
| 理 事 | 伊藤 千早 | |
| 同 | 伊藤 元 | |
| 同 | 伊藤 千春 | |
| 監 事 | 伊藤 正男 | |

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種類 | 施設の名称 | 施設の医療機関コード 又は介護事業所番号 | 開設場所 | 許可病床数 |
|-----|----------|-------------------------|------------------|-------|
| 診療所 | 伊藤内科・神経科 | 2200536 | 岐阜県海津市南濃町駒野252-1 | |

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実施場所 | 備考 |
|---------|------|----|
| 無 | | |

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

| 種類 | 実施場所 | 備考 |
|----|------|----|
| 無 | | |

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年9月28日 令和4年度決算の決定

[様式3-3]

法人名 医療法人重和会 伊藤内科・神経科

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県海津市南濃町駒野252-1

(※ 上記は記載する必要なし)

貸 借 対 照 表

(令和6年7月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------------|-----------|---------------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| I 流 動 資 産 | 236,271 | I 流 動 負 債 | 25,645 |
| II 固 定 資 産 | 1,527,946 | II 固 定 負 債 | 100,282 |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 915,977 | 負 債 合 計 | 125,927 |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 310 | 純 資 産 の 部 | |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 611,659 | 科 目 | 金 額 |
| | | I 資 本 金 | 20,000 |
| | | II 利 益 剰 余 金 | 1,618,290 |
| | | 1 代 替 基 金 | |
| | | 2 その他利益剰余金 | 1,618,290 |
| | | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | |
| | | IV 基 金 | |
| | | 純 資 産 合 計 | 1,638,290 |
| 資 産 合 計 | 1,764,217 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,764,217 |

[様式4-2]

法人名 医療法人重和会 伊藤内科・神経科

医療法人整理番号

所在地 岐阜県海津市南濃町駒野 2 5 2 - 1

(※ 上記は記載する必要なし)

損 益 計 算 書

(自 令和 5年 8月 1日 至 令和 6年 7月 31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------|---------|
| I 事業損益 | |
| A 本来業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 605,002 |
| 2 事業費用 | 586,058 |
| 本来業務事業利益 | 18,944 |
| B 附帯業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | |
| 2 事業費用 | |
| 付帯業務事業利益 | 0 |
| 事業利益 | 18,944 |
| II 事業外収益 | 15,725 |
| III 事業外費用 | 3,819 |
| 経常利益 | 30,850 |
| IV 特別利益 | |
| V 特別損失 | 4 |
| 税引前当期利益 | 30,846 |
| 法人税等 | 6,468 |
| 当期純利益 | 24,378 |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

〔決算様式2〕

法人名 医療法人重和会 伊藤内科・神経科

※医療法人整理番号

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

所在地 岐阜県海津市南濃町駒野252-1

(※ 上記は記載する必要なし)

財 産 目 録
(令和 6年 7月 31日現在)

| | |
|------------|--------------|
| 1. 資 産 額 | 1,764,217 千円 |
| 2. 負 債 額 | 125,927 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 1,638,290 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|-----------|
| A 流 動 資 産 | 236,271 |
| B 固 定 資 産 | 1,527,946 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 1,764,217 |
| D 負 債 合 計 | 125,927 |
| E 純 資 産 (C-D) | 1,638,290 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

〔決算様式 5〕

監 事 監 査 報 告 書

医療法人重和会 伊藤内科・神経科
理事長 伊藤 仁 殿

私は、医療法人重和会 伊藤内科・神経科の令和5年会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年9月28日

医療法人重和会 伊藤内科・神経科
監事 伊藤 正男

